## 「遺言書の基礎知識」

## <3. 公正証書遺言の作成に関して> a. 公正証書遺言の作成に必要なモノ

## 〇必要な物

公正証書遺言を作成するには、以下の物が必要です。

- ①ご自身の印鑑証明書
- ②ご自身の実印
- ③自分との関係がわかる戸籍謄本
  - →財産を相続人へ与える旨の遺言をする場合に必要です
- ④財産を与える人の住民票
  - →財産を相続人以外へ与える旨の遺言をする場合に必要です
- ⑤登記簿謄本(登記事項証明書)、固定資産税評価証明書
  - →遺言書に不動産が記載される場合に必要です
- ⑥預金通帳等のコピー(金融機関名、支店名、口座番号の確認用)
  - →遺言書に預金口座を指定して記載する場合に必要です
- ⑦証人2名
  - →証人は、印鑑と本人確認書類(運転免許証等)が必要です
- ⑧公証人へ支払う手数料
  - →詳細は、「b. 公証役場へ支払う手数料」をご参照ください
- ※その他
  - →その他、公証人が指定する書類が必要となります。

## 〇補足

- 以下の方は、証人になる事が出来ません。(民法第九百七十四条)
  - ①未成年者
  - ②推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族
  - ③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人